

## 家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

平成28年7月13日  
特別区長会  
(台東区)

### 1 提案の概要

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園、保育園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

### 2 支障事例・改正の必要性

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。

- (1) 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時の事故のリスク配分が難しいという意見があり、受託の検討が進んでいない。
- (2) 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- (3) 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

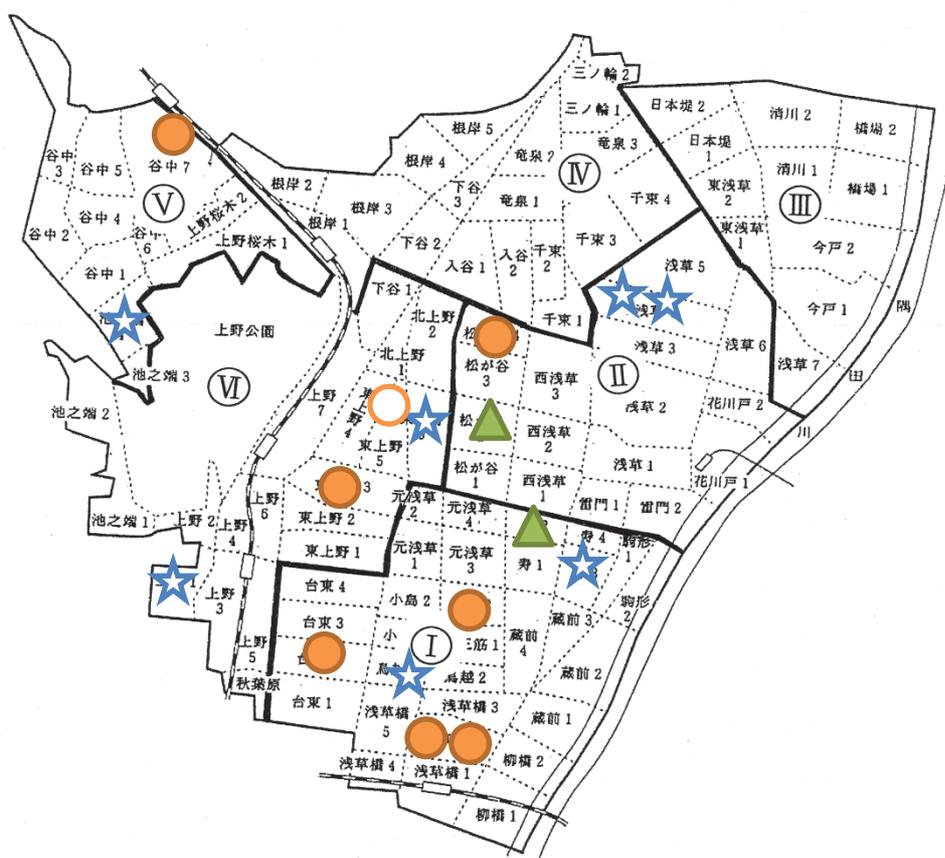
### 3 制度改正による効果

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

【参考資料】

○台東区の家庭的保育事業等の状況

種 別	認可件数 (H28. 6 月)		認可移行検討事業者数
★ 家庭的保育事業	0	0	★ 6 (個人)
● 小規模保育事業 A 型	7 (NPO 1、(株) 6)	自園調理 6 搬入 1	○ 1 (株式)
▲ 事業所内保育事業 (小規模保育型)	2 (株式)	自園調理 2	0



区内移行検討者の現状

移行希望事業	数	経営	児童数	現 状
家庭的保育事業	6	個人	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理員、配送員の手配が難しい。</li> <li>現状では教育・保育施設からの外部搬入以外に方法がない。</li> <li>保育外の事務負担が不安。</li> </ul>
小規模保育事業 A 型	1	株式	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積上調理室が整備できない。</li> <li>保育参入が初めて。</li> <li>現状では教育・保育施設からの外部搬入以外に方法がない。</li> </ul>

○現に幼稚園等へ搬入している事業者 一覧

外部搬入業者	実施園（7園中6園が外部搬入）
エンゼルフーズ株式会社（北区）	台東初音幼稚園（谷中5丁目） 仰願寺幼稚園（清川1丁目） 蔵前幼稚園（蔵前2丁目）
株式会社わくわく広場（中央区）	寛永寺幼稚園（上野桜木1丁目） 徳風幼稚園（西浅草1丁目）
株式会社マルコシ（足立区）	谷中幼稚園（谷中3丁目）

○仮園舎等で臨時的に区が使用した事業者

事業者名	提供内容
フレッシュランチ39東京ベイサイド店 （有限会社ヒラマフード）江戸川区 ※株式会社美幸軒のグループ会社	離乳食5か月～幼児食の提供が可能

## 家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和

平成28年7月13日  
特別区長会  
(台東区)

### 1 提案の概要

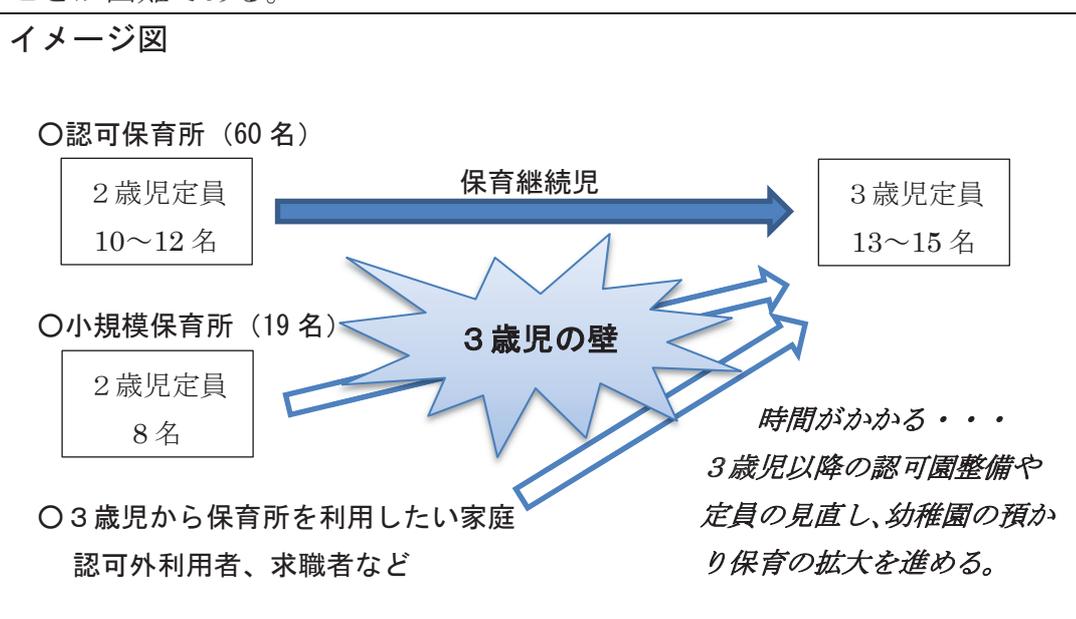
待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間（平成32年3月31日まで）を当分の間とする。

また、経過措置が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または連携施設に関する経過措置において3つの連携施設機能のうち「卒園児の受入れについて」を除外する。

### 2 支障事例・改正の必要性

待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額については、次のような支障がある。

- (1) 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態（いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因）が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。



- (2) 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。
- (3) 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。
- (4) 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業（家庭的保育事業など）を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。

### **3 制度改正による効果**

待機児童が生じている都心部では、認可保育所（定員20名以上）に適した面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所（定員19名以下）が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。

#### **(参考資料)**

##### **① 台東区統計データ**

- 待機児童の推移（25年度～28年度）
- 年齢別就学前児童数（25年度～28年度）
- 定員数と利用児童数（年齢別。28年4月現在）
- 連携施設の確保状況（28年4月現在）
- 連携施設となっている施設種別（28年4月現在）

##### **② 保育等の施設設置状況と利用児童数（25年度～28年度）**



【参考資料②】

(参考) 保育所等の施設設置状況と利用児童数

	H25.4.1				H26.4.1				H27.4.1				H28.4.1			
	施設数	定員	利用児童数	定員充足率												
認可保育所	20	1,895	1,875	98.9%	21	1,905	1,877	98.5%	23	2,055	2,014	98.0%	25	2,165	2,137	98.7%
認定こども園	2	206	202	98.1%	3	284	280	98.6%	3	287	284	99.0%	4	335	321	95.8%
幼保連携型	1	73	73	100.0%	1	73	73	100.0%	1	73	73	100.0%	1	73	72	98.6%
幼稚園型	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
保育所型	1	133	129	97.0%	2	211	207	98.1%	2	214	211	98.6%	3	262	249	95.0%
地方裁量型	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
家庭的保育事業所	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
小規模保育事業所	0	0	0	-	0	0	0	-	5	78	77	98.7%	6	97	95	97.9%
A型	0	0	0	-	0	0	0	-	5	78	77	98.7%	6	97	95	97.9%
B型	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
C型	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
事業所内保育事業所	0	0	0	-	0	0	0	-	2	19	20	105.3%	2	19	21	110.5%
居宅訪問型保育事業所	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
認証保育所	10	320	282	88.1%	11	342	333	97.4%	10	299	289	96.7%	10	299	282	94.3%
区単独施策	9	115	94	81.7%	11	94	98	104.3%	9	99	92	92.9%	9	98	88	89.8%
合計	41	2,536	2,453	96.7%	46	2,625	2,588	98.6%	52	2,837	2,776	97.8%	56	3,013	2,944	97.7%

